

令和 3 年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書
令和 3 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書
概要説明

令 和 4 年 10 月

三 重 県 監 査 委 員

令和3年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書

概要説明

令和3年度の企業庁関係の決算審査につきましては、去る9月1日付で、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第1 審査の概要（意見書 1頁）

審査の対象は、企業庁が経営する令和3年度の三重県水道事業、工業用水道事業及び電気事業の3事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書の内容について、

- (1) 決算の計数は正確であるか
- (2) 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (3) 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- (4) 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、各会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

1 審査の結果（意見書 2頁）

「審査の結果」につきましては、三重県企業庁が経営している水道事業、工業用水道事業及び電気事業の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に則り、企業庁会計規程に基づいて作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に処理されていましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2 頁）

(1) 計画的な施設改良の推進等について（意見書 2 頁）

水道事業及び工業用水道事業においては、「三重県企業庁経営計画（平成 29 年度から令和 8 年度まで）」並びに同計画に基づく水道施設及び工業用水道施設の改良計画（以下「経営計画等」という。）により、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新に取り組んでいます。

また、近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況、「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」等を踏まえ、令和 3 年度は、これまでの取組に加え、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の対応が必要な施設の対策案の検討を行うとともに、長時間停電対策として、非常用発電設備の更新に併せて燃料貯蔵タンクの增量を実施しています。

今後も引き続き、安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給するため、令和 4 年 3 月に改定した経営計画等に基づき、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新を進めるとともに、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の取組を推進されたい、と意見しています。

(2) R D F 焼却・発電事業の円滑な終了及び事業の総括並びに電気事業の廃止について（意見書 2 頁）

R D F 焼却・発電事業の円滑な終了については、令和 4 年 1 月に R D F 処理委託料の清算金の支払を完了するとともに、施設の撤去工事を継続して実施しています。

また、事業の総括については、関係部局と連携して、関係市町等から意見の聴取りを行うなど、環境政策、安全及び事業構築・運営の各視点で事業全体を検証し、4 年 3 月に「R D F 焼却・発電事業の総括 中間報告書」を取りまとめています。

今後も引き続き、R D F 焼却・発電事業の円滑な終了に向け、撤去工事の的確な進捗管理に取り組むとともに、事業の総括については、関係部局と連携して所要の調整を行い最終報告書を取りまとめられたい、と意見しています。

また、電気事業全体については、撤去工事の確実な完了を前提に、関係部局と調整のうえ、資産等の引継ぎ、関係法令の所要手続き及び組織体制の見直しなど、事業の廃止に向けた取組を的確に進められたい、と意見しています。

令和3年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和3年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る9月1日付で、知事あてに意見書を提出しましたので、企業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

第1 審査の概要

審査の対象は、知事から審査に付された令和3年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点をおき、決算書及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を慎重に審査した結果、水道事業、工業用水道事業及び電気事業の3事業について、いずれも適正に作成されており、資金不足は発生していないものと認められることを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和3年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書及び令和3年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。